

小豆島内海地区漁場利用協定協議会 規約

第1章 総則

第1 目的

小豆島内海地区漁場利用協定協議会（以下「協議会」という。）は、内海地区における円滑な漁場利用及び紛争の未然防止を図ることを目的とする。

第2 事業

本会は、内海地区における水産資源の増殖、漁場利用及び管理に関する事業を行う。

第3 事務局

本会の事務局は、内海漁業協同組合（香川県小豆島町苗羽甲2281番地1）に置く。

第4 会員

本会の会員は、次の者とする。

- (1) 内海漁業協同組合の組合員のうち、あらかじめ協議会に届け出た者
- (2) 遊漁者及び遊漁船業者のうち、加入申込書を提出して認められた者

第2章 加入者

第5 協定加入者

- 1 乙の会員で協定に加入しようとする者は、氏名又は名称、住所又は事業場の所在地、連絡先、所属団体を記載した加入申込書及び団体に所属していることを証する書面を甲に提出しなければならない。
- 2 協議会は、前項の加入申込書を受け、これを承諾しようとするときは、その旨を申込者に通知し、加入者名簿に記載するものとする。
- 3 甲の組合員で釣りをを行う者は、あらかじめ協議会に届け出るものとする。

第3章 役員

第6 役員の定数及び選任

- 1 この協議会に、役員として理事16人以上22人以内及び監事2人を置く。
- 2 役員は、会員が総会においてこれを選任する。
- 3 理事のうち、広報、イベント、パトロールの担当理事を各1名以上置く。

第7 会長及び副会長等

- 1 役員のうち1人を会長とし、役員会の議決により内海漁業協同組合の理事のうちから選任する。
- 2 会長は、この協議会を代表し、業務を統轄する。
- 3 副会長2名及び監事2名は、役員のうちから、会長が選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐して、会長に事故あるときはその職務を代理する。

第8 役員の任期

- 1 役員の任期は、就任後3年以内の最終の決算期に関する通常総会の終了の時までとする。
- 2 補欠選任によって選出された役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。
- 3 役員はその任期が終了しても後任の役員が就任するまでの間、なおその職務を行う。

第9 役員を選任

- 1 役員は任期満了による選任及び補欠選任は、当該役員の任期が満了する日の通常総会においてこれを行う。
- 2 役員は定数の3分の1以下は、会員以外の者から選任することができる。
- 3 役員は、総会の議決によって選任する。
- 4 役員を選任に関する議案は、会長がこれを総会に提出する。

5 会長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、次の区分ごとに、議案を作成しなければならない。役員の数 は次のとおりである。

- (1) 内海漁業協同組合 12人
- (2) 遊漁者団体及び遊漁者 12人以内

第4章 総会

第10 総会の招集

- 1 会長は、役員会の議決を得て、毎事業年度1回7月に通常総会を招集する。
- 2 会長は、役員会が必要と認めたときには、役員会の議決を得て、臨時総会を招集する。
- 3 総会招集の通知は、協定加入者の名簿にあてて、その総会の日の1週間前までに、総会の日時、場所並びにその目的たる事項を示してこれを行うものとする。

第11 総会の議決事項

次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 毎事業年度の収支及び事業報告
- (2) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (3) 協力金の額、徴収時期及び徴収方法
- (4) 規約の制定、変更及び廃止
- (5) 規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項

第12 総会の報告事項

次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。

- (1) 加入者の加入及び脱退の状況
- (2) 種苗放流及びパトロールの実施状況
- (3) 前2号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項

第13 総会の定足数

総会は、会員の3分の1以上が出席しなければ議事を開いて議決することができない。この場合において、代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

第14 総会の議決方法及び議長

- 1 総会の議事は、出席した者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 議長は、会長又は会長が指名した者が行う。
- 3 議長は、総会の議決に加わる権利を有しない。

第15 代理人による議決

- 1 総会に出席できない会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。
- 2 代理権を行使しようとする会員は、委任状を事務局に提出しなければならない。
- 3 代理人をもって議決権を行使する場合は、議決権の行使を全面会長に委任したものとみなす。

第16 総会の議事録

- 1 会長は、総会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した役員がこれに署名又は記名押印するものとする。
- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 総会の招集年月日、開催の日時及び場所
 - (2) 会員数及びその出席者数
 - (3) 総会の議事の経過の要領
 - (4) 総会の議案別の議決の結果
 - (5) 総会に出席した役員の氏名
 - (6) 総会の議長の氏名

第5章 役員会

第17 役員会の招集者

- 1 役員会は、会長が招集する。
- 2 会長が事故又は欠員のときは、副会長が招集する。

第18 役員会の議決事項

次に掲げる事項については、役員会においてこれを決する。

- (1) 事業を執行するための方針に関する事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議又は報告すべき事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 協定制度に関する調査及び協議
- (5) 前各号に定める事項のほか、役員会において必要と認めた事項

第19 役員会の報告事項

会長は、次に掲げる事項を定期的に役員会に報告しなければならない。

- (1) 加入者の加入及び脱退の状況
- (2) 種苗放流及びパトロールの実施状況
- (3) 前2号に定めるもののほか役員会において必要と認めた事項

第20 役員会の議決方法及び議長

- 1 役員会の議決は、役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 会長は、役員会の議長となる。

第6章 業務の執行及び会計

第21 事業年度

この協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第22 決算関係書類

- 1 役員は、事業年度ごとに、収支報告書、事業報告書及び協力金に関する附属明細書を作成し、これを総会に提出しなければならない。
- 2 役員は、決算関係書類を3年間事務局に備えておかななければならない。
- 3 協定制度の利害関係者は、事務局の業務時間内は、いつでも、役員に対し決算関係書類の閲覧又は謄抄本の交付を求めることができる。
- 4 決算関係書類の謄抄本の交付を請求するときは、あらかじめ総会で定めた費用を支払うものとする。

附 則

この規約は、平成25年7月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月1日から施行する。